

# 令和3年度 京都市予算案 事業概要

建設局

事務事業名	いのちを守る都市基盤防災・減災関連事業		
予算額	6,610,458 千円 (※令和2年度2月補正 予算にも634,040千円を計上)	新規・充実・継続の別	充実
担当課	土木管理部 土木管理課(222-3568) 土木管理部 橋りょう健全推進課(222-3561) 道路建設部 道路建設課(222-3577) 土木管理部 河川整備課(222-3591)		
<p><b>【事業実施に至る経過・背景など】</b></p> <p>近年多発している豪雨や、いつ発生するか予測できない大地震など、激甚化する自然災害に備え、都市基盤の防災・減災対策、市民の安心・安全に直結する事業については、着実に取組を進め、市民の皆様の命と暮らしを守っていくこととしている。</p> <p>道路及び橋りょうは、市民生活や社会経済活動を支える極めて重要な都市基盤施設であり、災害発生時の避難・救援、その後の復旧・支援活動に不可欠な、まさに『いのち』を守る要となるものである。このため、集中豪雨や台風等の影響により発生する落石、斜面崩壊等の災害を未然に防止する対策工事をはじめ、橋りょうの耐震補強・老朽化修繕を推進していく必要がある。</p> <p>また、河川・排水機場については、短時間の局地的な集中豪雨等が発生した場合においても、地域の浸水被害を防止するため、本市が管理する普通河川等の点検作業はもとより、普通河川緊急対策や排水機場の老朽化修繕等の取組を着実に進めていくことが求められる。</p> <p>加えて、自然災害が発生した際には、市民生活や社会経済活動への影響を最小限に留めるため、復旧作業を迅速に進めていく必要がある。</p>			
<p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路・橋りょう関連 (3,199,160 千円)  <u>丸太町橋、宮前橋など10橋の耐震補強、西中之郷橋、市原橋など7橋の老朽化修繕</u>  <u>国道162号などの緊急輸送道路等に面する斜面における対策工事(14路線)</u> など</li> <li>○ 河川・排水機場関連 (1,978,298 千円)  <u>本市が管理する普通河川等の点検</u>  <u>竹田川及び奥殿川における護岸改修等の普通河川緊急対策</u>  <u>洛南排水機場など10排水機場における老朽化修繕</u> など</li> <li>○ 災害対策関連 (1,433,000 千円)  <u>自然災害発生時における迅速な復旧</u> など</li> </ul>			
<p><b>【参 考 (他都市の状況・事業効果など)】</b></p>			

# 令和3年度 京都市予算案 事業概要

建設局

事務事業名	品確法等の改正を踏まえた取組の推進		
予算額	244,037 千円	新規・充実・継続の別	充実
担当課	建設企画部 監理検査課 (222-3548)		
<p><b>【事業実施に至る経過・背景など】</b></p> <p>平成30年6月に成立した働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）を受け、令和元年6月には、品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）等が改正され、発注者の責務として「働き方改革の推進」に取り組む努力義務が法制化された。</p> <p>近年、頻発する災害への体制強化及びインフラ整備を将来にわたって持続可能なものとしていくうえで、「地域の守り手」としての市内建設事業者が果たす役割は、益々重要になっている。一方、京都市における建設業の事業者数及び就業者数は、この15年間で大幅に減少している。</p>			
<p><b>【事業概要】</b></p> <p>社会基盤を支える地域の建設業の健全な発展のためには、長時間労働の是正など「働き方改革の推進」が急務となっている。</p> <p>国土交通省は、令和6年度からの建設業への時間外労働の上限規制適用を見据え、令和6年4月には全工事で週休2日の確保を目指す方針を示している。</p> <p>本市発注の公共土木工事においても、国土交通省の方針に準拠し、昨年度から実施している「週休2日工事」を拡充する。</p> <p>令和3年度「週休2日工事」：66件（令和2年度：6件）</p>			
<p><b>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</b></p>			

# 令和3年度 京都市予算案 事業概要

建設局

事務事業名	公園利活用の推進		
予算額	3,200 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	みどり政策推進室(222-4114)		
<p><b>【事業実施に至る経過・背景など】</b></p> <p>公園の多くで老朽化が進み、維持管理等のためのコスト増大が懸念される状況にある一方で、地域コミュニティの活性化、健康長寿など、公園に対する住民のニーズが多様化してきている。厳しい財政状況の中にあっても、老朽化対策と同時に民間の知恵と活力も取り入れながらその潜在力を最大限に引き出すことが必要となっている。</p> <p>平成29年には都市公園法が改正され、民間活力による公園整備手法として公募設置管理制度（Park-PFI）が導入されたことが契機となり、全国的に同手法をはじめ包括委託やイベント等のソフト事業等、様々な形で公園の利活用が進んでいるところである。</p> <p>また、コロナ禍の状況において、「3密の回避」にもつながる公園などの公共空間は、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、賑わいの創出や地域の活性化といった、価値を見出せる極めて大きな財産として、各地で利活用が進められている。</p>			
<p><b>【事業概要】</b></p> <p>本市における公園の特性や地域を取り巻く状況の分析をはじめ、周辺住民及び事業者のニーズ把握を行うとともに、民間活力を積極的に導入し、公園の利活用を推進することにより、歳入の確保や地域の活性化を図る。</p>			
<p><b>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</b></p>			